

## 職業安定法施行規則（抄）

（昭和22年12月29日労働省令第12号）

最終改正：平成21年3月31日厚生労働省令第80号

職業安定法施行規則を、次のように定める。

（法第5条の3に関する事項）

第4条の2 法第5条の3第3項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
  - 2 労働契約の期間に関する事項
  - 3 就業の場所に関する事項
  - 4 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
  - 5 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第8条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項
  - 6 健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険の適用に関する事項
- 2 法第5条の3第3項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
- 1 書面の交付の方法
  - 2 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法
  - 3 前項第2号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。
  - 4 求人者は、公共職業安定所から求職者の紹介を受けたときは、当該公共職業安定所に、その者を採用したかどうかを及び採用しないときはその理由を、速やかに、通知するものとする。

（法第30条に関する事項）

第18条 法第30条第2項の申請書は、有料職業紹介事業許可申請書（様式第1号）のとおりとする。

- 2 法第30条第2項第5号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業を行つている場合における当該事業の種類及び内容並びに法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び

事業内容とする。

- 3 法第30条第3項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 1 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
    - イ 定款又は寄附行為
    - ロ 登記事項証明書
    - ハ 役員の住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。）の写し及び履歴書
    - ニ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
    - ホ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
    - ヘ 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
    - ト 有料の職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この条において単に「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
    - チ 事業所ごとの業務の運営に関する規程
    - リ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書
    - ヌ 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
    - ル 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類
    - ヲ 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類
  - 2 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
    - イ 住民票の写し及び履歴書
    - ロ 申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
    - ハ 前号ホからヲまでに掲げる書類
- 4 法第30条第3項の規定により添付すべき事業計画書は、有料職業紹介事業計画書（様式第2号）のとおりとする。
- 5 法第33条第1項の規定による許可を受けた者が法第30条第1項の規定による許可を申請するときは、法人にあつては第3項第1号イからニまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第2号イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。
- 6 法第33条第1項の規定による許可を受けた者が法第30条第1項の規定による許可を申請する場合であつて、無料の職業紹介事業を行つている事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第3項第1号リに掲げる書類のうち履歴書（選任する職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第2号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。
- 7 法第30条第6項の厚生労働省令で定める額は、5万円（有料の職業紹介事業を行う事業所の数が2以上の場合にあつては、一万八千円に当該事業所数から1を減じた数を乗じて得た額に5万円を加えた額）とする。
- 8 前項の手数料は、第1項の申請書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて、納付しなければならない。
- 9 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

(法第32条の3に関する事項)

第20条 法第32条の3第1項第1号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表に定めるところによる。

- 3 法第32条の3第3項の厚生労働省令で定める方法は、職業紹介に関する役務の種類ごとに、当該役務に対する手数料の額及び当該手数料を負担すべき者が明らかとなる方法とする。
- 5 法第32条の3第1項第2号の手数料表を届け出ようとする者は、届出制手数料届出書(様式第3号)により厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 前項の規定により届け出た手数料表を変更しようとする者は、届出制手数料変更届出書(様式第3号)により厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 7 厚生労働大臣は、法第32条の3第4項の規定により、有料職業紹介事業者になろうとする者又は有料職業紹介事業者に対し手数料表の変更を命令しようとするときは、届出制手数料変更命令通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(法第32条の4に関する事項)

第21条 法第32条の4第1項の許可証は、有料職業紹介事業許可証(様式第5号。以下「有料許可証」という。)のとおりとする。

- 2 法第32条の4第3項の規定により有料許可証の再交付を受けようとする者は、有料職業紹介事業許可証再交付申請書(様式第6号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 有料許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して10日以内に、第1号又は第2号の場合にあつては有料の職業紹介事業を行うすべての事業所に係る有料許可証、第3号の場合にあつては発見し又は回復した有料許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。
  - 1 許可が取り消されたとき。
  - 2 許可の有効期間が満了したとき。
  - 3 有料許可証の再交付を受けた場合において、亡失した有料許可証を発見し、又は回復したとき。
- 4 有料許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、当該事実のあつた日の翌日から起算して10日以内に、有料の職業紹介事業を行うすべての事業所に係る有料許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。
  - 1 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
  - 2 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(法第32条の6に関する事項)

第22条 法第32条の6第2項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までに、有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第1号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 法第32条の6第4項の厚生労働省令で定める額は、一万八千円に有料の職業紹介事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。
- 3 法第32条の6第6項において準用する法第30条第2項第5号の厚生労働省令で定める事項は、第18条第2項に掲げる事項とする。
- 4 法第32条の6第6項において準用する法第30条第3項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 1 申請者が法人である場合にあつては、第18条第3項第1号イ、ロ、ニ、ホ及びへに掲げる書

類（同号イ、ロ及びニに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）

2 申請者が個人である場合にあつては、第18条第3項第1号ホ及びへ並びに同項第2号ロに掲げる書類（同号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）

5 法第32条の6第6項において準用する法第30条第3項の規定により添付すべき事業計画書は、有料職業紹介事業計画書（様式第2号）のとおりとする。

6 法第32条の6第2項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する有料許可証と引き換えに新たな有料許可証を交付することにより行うものとする。

（法第32条の7に関する事項）

第23条 法第32条の7第1項の厚生労働省令で定めるものは、有料職業紹介事業者が取次機関を利用しなくなつた場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

2 法第32条の7第1項の規定による届出をしようとする者は、法第30条第2項第4号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して30日以内、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して10日以内に、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当しない場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）を、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当する場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第6号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 法第32条の7第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあつては、第2項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第18条第3項第1号ト、チ、リ及びヌに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第18条第3項第1号リに掲げる書類のうち履歴書（選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この条において同じ。）を添付することを要しない。

4 法第32条の7第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出にあつては、第2項の有料職業紹介事業変更届出書又は有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書には、第18条第3項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る有料許可証）を添付しなければならない。

5 法第30条第2項第4号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名に変更があつた場合において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つている他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第18条第3項第1号リに掲げる書類のうち履歴書を、個人にあつては同項第2号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

6 法第32条の7第3項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

（法第32条の8に関する事項）

第24条 法第32条の8第1項の規定による届出をしようとする者は、当該有料の職業紹介事業を廃止した日から10日以内に、有料の職業紹介事業を行うすべての事業所に係る有料許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書（様式第7号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（法第32条の12に関する事項）

第24条の4 法第32条の12第1項の規定による届出をしようとする者は、有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の届出書の内容に基づき、有料許可証を書き換えるものとし、当該届出をした者が現に有する取扱職種の範囲等を定め又は変更した事業所に係る有料許可証と引換えに当該書換え後の有料許可証を交付するものとする。

3 厚生労働大臣は、法第32条の12第3項の規定により、有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令しようとするときは、取扱職種範囲等変更命令通知書（様式第6号の2）により通知するものとする。

（法第32条の13に関する事項）

第24条の5 法第32条の13の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報に関する事項とする。

2 法第32条の13の規定による明示は、求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

1 書面の交付の方法

2 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3 前項第2号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

4 有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表及び業務の運営に関する規程を掲示しなければならない。

（法第32条の14に関する事項）

第24条の6 法第32条の14の規定による職業紹介責任者の選任は、業務を適正に遂行する能力を有する者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。

1 有料職業紹介事業者の事業所（以下この条において単に「事業所」という。）ごとに当該事業所に専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、有料職業紹介事業者（法人である場合は、その役員）を職業紹介責任者とすることを妨げない。

2 当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人以下のときは1人以上の者を、50人を超え100人以下のときは2人以上の者を、100人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超える50人ごとに1人を2人に加えた数以上の者を選任すること。

（法第32条の15に関する事項）

第24条の7 法第32条の15の厚生労働省令で定める帳簿書類は、求人求職管理簿及び手数料管理簿とする。

2 前項の帳簿書類の記載及び備付けについては、職業安定局長の定めるところによる。

(法第32条の16に関する事項)

第24条の8 有料職業紹介事業者は、毎年4月30日までに、その年の前年の4月1日からその年3月31日までの間における有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第32条の16の規定により提出すべき事業報告書は、有料職業紹介事業報告書(様式第8号)のとおりとする。

(法第33条の3に関する事項)

第25条の3 法第33条の3第1項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる法人であつて、その直接又は間接の構成員の数が厚生労働大臣の定める数以上のものとする。

- 1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の規定により設立された農業協同組合
- 2 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)の規定により設立された漁業協同組合又は水産加工業協同組合
- 3 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により設立された事業協同組合又は中小企業団体中央会
- 4 商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定により設立された商工会議所
- 5 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定により設立された商工組合
- 6 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定により設立された商工会
- 7 森林組合法(昭和53年法律第36号)の規定により設立された森林組合
- 8 その他前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの

2 第18条第1項、第2項及び第4項、第23条第1項から第5項まで、第24条、第24条の4第1項及び第3項並びに第24条の5から第24条の8までの規定は、法第33条の3第1項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 法第33条の3第2項において準用する法第30条第3項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の住民票(外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。)の写し及び履歴書
- 4 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
- 5 無料の職業紹介事業を行う事業所ごと(以下この条及び次条において単に「事業所ごと」という。)の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
- 6 事業所ごとの業務の運営に関する規程
- 7 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書
- 8 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
- 9 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類

- 10 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類
- 4 法第33条の3第2項において準用する法第32条の4第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 1 法人の名称及び代表者の氏名
  - 2 事業所の名称及び所在地